

Title	明治五年・聴訟規則(原告条例・被告条例・附録)
Sub Title	1872 Draft to code of civil procedure in Japan
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira) 石渡, 哲(Ishiwata, Satoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.5 (1971. 5) ,p.81- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710515-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治五年・聴訟規則（原告条例・被告条例・附録）

石川 明
石渡 哲

一、はしがき

二、内容の解説

(一) 概略

(二) 本草案と徳川時代の民事手続との関係

(三) 本草案と訴答文例との関係

(四) 本草案および訴答文例と英米法との関係

(五) 立法史的観点からの問題点

(六) 総括

一、はしがき

明治政府によつて、はじめて編纂された民事訴訟法典は、明治五年三月以前、司法省において編纂、脱稿され、同年三月二日、同省から正院へ提出された「詞訟法」の中、「原告条例」、「被告条例」および「附録」の三冊であること、そしてまた「詞訟法」中の残部で

明治五年・聴訟規則（原告条例・被告条例・附録）

ある「審判条例」は追つて「取調」の上提出されるはずであつたことは、これまですでに諸先学によつて指摘されて⁽¹⁾いる。そのことの典拠とされたのは、次の司法省伺である。⁽²⁾

。原告条例被告条例聴訟規則附録

即今詞訟法一定ノ規則無之府県ノ裁判自然区々ニ相成候間詞訟法概略相定一般御布告相成度候依テ原告被告条例並附録丈ヶ先以草案取調進呈仕候猶審判条例之儀ハ追々取調可相伺候此段草案三冊相添至急御評決相伺候他

壬申三月二日

司法省

正院 御中

御朱書

伺之進

しかし、それら「原告条例」、「被告条例」、「附録」の内容を明かにし

た論考は、いまだ發表されたことがなく、さらに、この司法省伺に接した正院が、それらの草案をどのように処理したかもわかつていない。ただ、確実に判明しているのは、それらの草案が、遂に施行されなかつたということだけである。さらにまた、「審判条例」については、それが作成されたかどうかについても、一切不明である。

先頃、明治初期の公文書を収録した「太政類典」がマイクロフィルムで公刊されたが、この中には「聴訟規則」として「原告条例」「被告条例」並びにその「附録」が収録されている。これぞ正に学界待望の資料と思われるので、ここに若干の解題を附して、覆刻、紹介する次第である。

ところで、原告条例・被告条例立案の目的は、前掲、司法省伺の冒頭にあるごとく、統一的訴訟法の制定により府県の裁判（訴訟手続）の統一をはかることにあつた。明治初期においては、いまだ府県により（薩摩置県前においては、もちろん薩摩においても）、そしてまた、原告・被告の身分により適用すべき法を異にしていた。⁽³⁾この事情は民事訴訟においても、同様であつた。⁽⁴⁾

原告条例・被告条例は、このうち、地域による手続法の違いを解消せんとした努力のあらわれであると評価できる。身分については、原告条例・被告条例中にも、以前の身分制度の残滓を留めていた部分があり、この点に関する近代化は、さらにその後の課題とされたといえよう。⁽⁵⁾

また、外国人に対する特別な取扱ひも、明治の立法者が特に配慮

した点の一つであるが、かような特則は、原告条例・被告条例中には存在しない。この点は、後に訴答文例において配慮されるようになったのである。⁽⁶⁾

なお、原告条例第四章・第五章・二十章、被告条例第四章、十一章、附録第六号に左院が修正意見を附している（その内、実質的修正は原告条例第四章・第五章で、他は表現の修正である。ただし、原告条例第二十章については、後述のごとく、若干問題がある）。また、本草案の末尾には、三月十七日付の「左院議案」が附されている。このことから、司法省より「伺」として本草案の提出を受けた太政官が、その諮詢機関たる左院にこれを送付したこと、および、左院においては、本草案に関する審議がなされたことが判明する。

当時の立法機関は、左院で、明治四年十二月二十七日・太政官達「左院事務章程」⁽⁷⁾によるとその職分は、「新ニ制度条例ヲ創立シ……未タ例規ナキコトヲ考定スル等正院ノ下議ト本院ノ建議トヲ論セス都テ議長議員ノ衆論ヲ尽シテ之ヲ判決シ鈴印ノ後正院ニ上達ス」ることであつた。したがって、本草案が左院の審議を経たのは当然であつた。

なお、これらの草案が司法省内において、いつから、そしてまた、いかなる人々により立案されたかの事情を明かにする資料は、遺憾ながらいまのところ全くみいだしえない。

沼教授の研究によると、明治五年当時、明法寮は、司法省内で、民事刑事の大法典の編纂、諸単行法令の制定、諸府県、裁判所からなされた伺に対する司法省指令の成案に當つていた。⁽⁸⁾そうであると

すれば、これらの草案も明法寮において立案されたという可能性は考えられる。しかし、仮にそうだとしても、明法寮のいかなる分課において、いかなる人々が本草案の立案にたずさわったかを明らかにする資料は、残念ながら遂に見い出すことができなかった。将来の研究課題としたい。

(1) 石井良助「明治文化史 2 法制編・二五六頁。向井健「明治初年における民事訴訟法典の編纂——江藤司法卿時代を中心に——」・綜合法学第六巻八号・二頁。滝川毅「一訴答文例小考」・裁判法の諸問題 兼子博士還暦記念 上・三八二頁。

(2) 憲法類編・第二十八・廿七枚目裏——廿八枚目表。引用文中、現在使われていない字体は普通のものに改めた。以後本稿における史料の引用はすべて同じ。

(3) 小早川教授は、徳川時代の手続の身分的性格を指摘しておられる。(小早川欣吾「近世民事訴訟制度の研究」・九九頁以下) ただし、同教授はかような傾向は、おもに刑事手続において表われていたとされる。

(4) 例えば、明治二年六月四日・民部官達・第五〇四号・「各府県ニ於テ取捌候山林田賃金銀出入等区々ノ裁判モ有之哉ニ相聞右ノ応時機各施行致し候儀ニハ可有之候得共海内一致ノ所置ニ無之候テハ人民疑惑ヲ生シ可申ニ付追テ永世ノ御制法御確定相成候迄旧法ニ寄リ可致裁判尤其土地人民ノ情態ニ寄リ差向改正不致候テ差支候カ或ハ難決等有之候節ハ早速当官⁽¹⁾可伺出事」(「制度沿革ニ依り消滅」の附記あり)。(法令全書・明治二年・二〇二頁)

(5) 例えば、差添人は当事者と同じ身分の者であるべき旨規定されている(原告条例⁽²⁾)、そもそも差添人という制度自体が前近代的なものといえよう(滝川・前掲論文・三八九頁)。訴答文例(訴答文例の説明は後に行う)においては、代書人の制度に変えられた。

明治五年・聴訟規則(原告条例・被告条例・附録)

(6) この点は、原告条例・被告条例と訴答文例を比較すれば明かである。

(7) 法規分類大全・第一編・官職門十七・二頁。
なお、左院については、小早川欣吾「明治法制史論・公法之部 上 巻」・二二六頁参照。

(8) 沼正也「財産法の原理と家族法の原理」・三四一頁。六六二頁以下、特に六八〇頁。

二、内容の解説

(一) 概略 原告条例は訴状の形式を、被告条例は答書の形式を規定する(答書には、現在の答弁書に該当するもののほか、認諾・和解に類似した事柄を内容とする答書もある(被告条例第一章)。ただし、「添翰(原告条例)・

「差添人(原告条例第二則)・「仮リノ名代人(原告条例第五七章)」に関する規定は、直接には、訴状・答書とは関係のない規定である。また、直接には、訴状・答書の形式を規定していても、間接的に手続の他の面(例えば、請求の主観的・客観的併合)をも内容とする規定のあること⁽¹⁾は、後述する訴答文例における同じである。

また、附録として、各種訴状・答書・「仮リノ名代人ヲ依頼スル証書の雛型が掲載されている⁽²⁾。

規定の内容については、例えば、徳川時代のわが国の民事手続の名残りと思われる面がある。それと同時に、本草案は、明治六年七月一七日・太政官布告・第二四七号・「訴答文例⁽³⁾」と多くの共通点を持つている。それは、両者の内容を対照すれば明らかであろう。訴答文例とは、明治維新以来、明治二四年一月一日の旧民事訴訟法典施

行までの間に、民事手続に関する個々の事項につき発せられた太政官布告や司法省達のうちで、分量的にもつとも大部であり且つ長期間施行された法令であり、その内容は、訴状や答書の形式を規定したものである。そして、その立法趣旨は、「廢藩置県（明治四年七月一四日）によつて全国の民事裁判権を掌握した明治政府が、とり敢えず民事手続の発端をなす訴状、答弁書の作成方式とこれに関連する事項を定めて、全国の民事裁判手続統一の端緒に⁽⁵⁾」せんとしたものであるとされている。

ところで、訴答文例が、英米法的色彩を有するか否かが、これまで、学者の間で議論されているが、前述のごとく、原告条例・被告条例が訴答文例と多くの共通点を持つていることからみて、原告条例・被告条例と英米法との関係を考察することも、法の継受を考へる意味で価値ある問題と考えられる。

以下、項目を分けて、「本草案と徳川時代の民事手続との関係」、「本草案と訴答文例との関係」、「本草案および訴答文例と英米法との関係」を論じ、さらに立法史的にみて、もつとも重要であると思われる問題点を指摘し、最後にこれらを総括し、明治立法史上におけるその意義について、一応の推論を述べてみたい。

(1) 滝川判事は訴答文例についてこの点を指摘される（滝川・前掲訴答文例小考・前掲裁判法の諸問題上・三九七頁）。

(2) 向井講師は、附録は聴訟規則であろうと推測されていた（向井・前掲明治初年における民事訴訟法典の編纂——江藤司法卿時代を中心に——一・三頁）。一方、滝川判事は、附録は、訴状・答書のひな型であろうと推測されていた（滝川・前掲論文・三八一頁）。滝川判事の推測が当つ

ていたわけである。

(3) 法令全書・明治六年・三二〇頁。

(4) この点でも、滝川判事の推測は正しかつたといえる。（滝川・前掲論文・三八一頁）。

(5) 滝川・前掲論文・三七九頁——三八〇頁。訴答文例の詳細については、同論文を参照されたい。

(二) 本草案と徳川時代の民事手続との関係 まず、本草案と、それになんらかの意味で影響を及したと思われる、徳川時代の民事手続上の制度を比較すれば、次のとおりである。

① 添簡・添使・添翰 徳川時代の民事手続においては、支配違いに属する者を被告として訴を提起する場合、原告は特殊な手続を踏むことを要求されていた。すなわち、原告は、自己の属する代官寺社領主等へ出願して、訴訟の取次を頼み、「添簡（添翰とも書かれた）⁽¹⁾」あるいは「添使」を以て、受訴奉行所へ当該訴訟を進達してもらうこと（御差出）が必要であるとされていた。原告条例第一章にいわゆる「添翰」は、この「添簡（添翰）」・「添使」の制度を承継したもので、ないしは、これらからなんらかの影響を受けたものといえよう。

② 差添人・代人⁽²⁾ 代言人⁽³⁾ 徳川時代においては、訴訟代理人による出訴は原則として許されなかつた。しかし、本人が病氣・老人・幼児・婦人の場合には、訴訟代理人の採用が許されていた。かような訴訟代理人を「代人」又は「差添人」と称した⁽⁴⁾。

一方、徳川時代の訴訟においては、「一には健訟の風を遏絶する主題に本づき、二には裁判の保証と為し、三には裁判申渡後其方を

「差出しめんが為」に、家主・名主・五人組等が当事者に附添つていた。これを「差添人」と称した。⁽⁵⁾

原告条例・被告条例における、差添人や名代人が、これらと全く同じ機能を訴訟において果すべく予定されていたか否かは断定できないが、すくなくとも、なんらかの意味において徳川時代の制度を承継したものであることはできよう。

③訴状 徳川時代の訴状の提出は、例えば、勘定奉行掛り七日裏書公事の場合、以下のとおりに行われた。⁽⁶⁾

まず、前述の「添使」が勘定奉行に「訴状壹本差上」げる。⁽⁷⁾次に訴訟人（原告）は「差出し」と称する紙片を奉行所に提出しなければならぬ。これは訴訟の要旨を簡単にまとめたものである。訴所は「差出し」により、まず訴訟人のみを取調べ、さらに、目安札と称する役人が訴訟人を呼出して、訴訟の内容と形式を審査する。これを訴状札（目安札・出入札とも称する）という。その結果、奉行所が訴の受理を決すると、「訴状正本」の提出が命じられ、提出せられた訴状に「裏書御判」が与えられる。そして、その訴状が被告に送達される。これは、後述のごとく、当事者送達である。

かように、徳川時代においては、「差出し」を除いて、訴状は二通提出されることになっていた。⁽⁸⁾原告条例第十章は、原告は訴状を二通提出すべき旨を規定して、この点における徳川時代の方式を承継したといえよう。なお、徳川時代においては、答書も二通提出されることになっていたようであるが、この点については、被告条例には規定がない。⁽¹⁰⁾

④内済と解訟 徳川時代においては、差日（第一回の口頭弁論）以前に当事者間でなされる自治的解決を「差日以前内済」と称し、その場合「済口証文」という文書を提出することになっていた。⁽¹¹⁾

この意味における「差日以前内済」と「済口証文」は、被告条例第一章の「熟議解訟」およびその「答書」と類似的制度のように思われる。

また、中田薫博士が「徳川時代の民事裁判実録」⁽¹²⁾において紹介されている三件の出入は、すべて被告人が原告人の請求（いずれも金銭の給付を求めるものである）中、一部を即金で支払い、残金の支払について、期限の猶予をうけるという内容の、和解に類似した形式で解決している（これを「熟談内済」と称し、この時提出される書面も「済口証文」といわれた）⁽¹³⁾。

一方、被告条例第十二則・十三則で規定されている「解訟」も右の意味において、和解ないしは、これに類似するものといえよう。

ただ、中田博士が掲げておられる熟談内済は差日以後のものであるのに反し、「解訟」は対決（第一回弁論）以前のものであるから、両者を同一平面で比較することはできない。また、徳川時代において、熟談内済がどの程度実際に利用されたかは、斟酌した資料がわずかであるため不明である。ちなみに、中田博士が「徳川時代の民事裁判実録統篇」⁽¹⁴⁾において紹介されている二件の出入は、裁許（判決）により解決したものである。ただ、徳川時代における裁判制度の主たる目的は、今日におけるそれと異なり、対立する当事者の利害を調整して円満な解決をもたらすことにあつたといわれている。⁽¹⁵⁾

そして、被告条例がその第十二・十三則において、当事者間の自治的解決に關して、かなり詳細な規定をもっていることは、徳川時代の制度の名残りともみられるであらう。¹⁶⁾

⑤ 対決の延期 徳川時代においては、熟談内済による円満な解決をとげるために、裁判延期願（日延願と称する）を提出することがあつた。¹⁷⁾ 被告条例第十一則の「対決の延期」は、対決以前のものではあるが、日延願と同一の発想にもとづく制度ということができよう。

⑥ 奥書・裏書 前述した徳川時代における「訴状裏書御判」と被告条例第一章にいう「……裁判所ノ奥書アル原告人の訴状……」とは類似している。

⑦ 離婚・離縁訴訟 徳川時代においては、妻から夫を被告とする離婚訴訟を提起することは原則として許されず、また養子から養親を被告とする離縁訴訟を提起することも許されていなかった。¹⁸⁾ この点、原告条例の規定は徳川時代のそれと類似している。¹⁹⁾ 本草案が徳川時代の封建的残滓を払拭しきつていないことの証左といえよう。

以上は、徳川時代における民事手続と、原告条例・被告条例との類似点のうち、主たる点を指摘したものである。つぎに、両者の相違点のうち、主なるものを掲げれば、次のとおりである。

① 原告条例は、まず訴の類型を掲げ、これに適合しないものは、これを却下する趣旨と思われるが、徳川時代においては、公事銘に定型はなかつたようである。¹⁹⁾

② 共同訴訟は、徳川時代においては、必要的共同訴訟ではなかつたが、原告条例によれば、貸借關係に關する共同訴訟は固有必要的共同訴訟とされていた（第四十三章・²⁰⁾）。

③ 徳川時代の訴状の送達は、前にも述べたごとく、当事者送達であつた。原告条例における編纂者の意図は不明である（原告条例第²¹⁾）。

以上の比較から、原告条例・被告条例の内容中には、徳川時代の民事手続の痕跡が、かなり認められるといつても差支えないであらう。²²⁾ また、そのうち、差添人の制度や、対決の延期が、後述するよう、訴答文例には引継がれなかつたのは、注目に値する。

(1) 小早川・前掲近世民事訴訟制度の研究・二六九頁、中田薫「徳川時代の民事裁判実録」・「法制史論集第三卷」・七五五頁以下（以後、中田・前掲論文・前掲書として引用）。同「徳川時代の民事裁判実録統篇」・同書・八三五頁—八三六頁（以後、中田・前掲統篇論文・前掲書として引用）。

添簡と添使の差異は、原告を支配する者が一万石以下ならば前者、以上ならば後者である（中田・前掲論文・前掲書・七五七頁）。

(2) 原告条例第四章の名代人は差添人に代るもので、原告条例第二十三則・被告条例第三則にいう名代人とは違うものように思われる。

(3) 奥平昌洪「日本弁護士史」・八頁、小早川・前掲書・二〇三頁。

(4) 奥平・前掲書・六頁、八頁、小早川・前掲書・二〇五頁以下、二一九頁、日本弁護士連合会編「日本弁護士沿革史」・三頁以下。

(5) 奥平・前掲書・六頁。

なお、小早川教授は、訴訟当事者が訴訟能力に欠缺ある場合に、これに附添つて、現行法上の輔佐人に當る役割をはたす者を「一般的差添人」と稱し、手続上当事者に附添つて出頭するが、口頭弁論において當

事者を援助しない差添人を「手続上必要的差添人」と称しておられる（小早川・前掲書・二二〇頁）。

また、中田・前掲論文および前掲統篇論文に掲載されている史料から、差添人となつたものを挙げると、与頭（前掲書（以下同じ）七五六頁）・村役人（七五八頁）・公事宿の者（七九五頁・八一頁・八八二頁）・代人となつたものを挙げると、公事宿の下代（七五七頁）・本人の弟（七九四頁）。

(6) 七日裏書公事の説明については、中田・前掲論文・前掲書・七五四頁参照。

(7) 中田・前掲論文・前掲書・七五七頁。同・前掲統篇論文・前掲書・八三八頁参照。

(8) 中田・前掲論文・前掲書・七五六頁以下。同・前掲統篇論文・前掲書・八三九頁以下。なお、小早川・前掲書・二六二頁以下。

(9) なお、出入を担当する奉行が複数いる場合には、各奉行に一通の副本を提出していた（中田・前掲統篇論文・前掲書・八三九頁）。

(10) 中田・前掲論文・前掲書・七六五頁、七九五頁。

(11) 中田・前掲論文・前掲書・七九二頁。

(12) 中田・前掲書・七五三頁以下。

(13) 小早川教授は、内済を調停制度と解しておられるようである（小早川・前掲書・七八頁）。

我々は、本文で述べたごとく、中田・前掲論文で紹介されている、差日以後の内済は、和解に類似したものであると解している。ただし、それらは、訴訟手続内で、裁判官（役人）の関与のもとにおこなわれたものだからである（もつとも、大竹教授は、後述するように、内済は訴訟手続外で行われたと論じておられる）。これに対して、中田・前掲論文で紹介されている、差日以前内済は、訴提起後におこなわれたものであるが、訴訟手続外において、かつ、裁判官の関与なくして成立してい

る。それゆえ、これは訴訟上の和解とは考えられない。また、同論文に引用されている、「差日以前於彼地掛合之上、出入内済仕候」（中田・前掲論文・前掲書・七九二頁）という記載が、第三者を伴いれず、当事者だけで、紛争に関して協議し、互譲による解決をしたことを意味するとすれば、調停とも解しえない。さりとて、訴提起後になされたものであるから、起訴前の和解にも相当しない。結局、これは、現行法には相当する制度のない、独特な紛争解決方法であつたといえる。ただし、第三者が伴へ入つていたならば、調停、ないしはそれに類似したものと見える。

なお、大竹教授は、内済と、訴訟以前における、当事者による紛争の私的解決たる「相對」とを明白に区別されておられる（大竹秀男「近世水利訴訟における『内済』の原則」・法制史研究（法制史学界年報）・1・（一九五一年）・一九二頁）。

また、大竹教授によれば、「けつきよく内済は当事者の熟談によつて実現されるわけで、かれらだけの相對で熟談をすすめたこともあるが、概して裁判役所の勧告にもついで或いは双方支配役人の斡旋に委ねられ或いは扱人に仲介せしめたのである」（大竹・前掲論文・二〇〇頁）。扱人の資格および任務については、二〇二頁参照。このことは、内済の中にも色々な種類があつたことを意味しているといえよう。すなわち、あるものは、現行法上の訴訟上の和解に相当、ないしは、類似していた。あるものは、調停に相当、ないしは、類似していた。しかし、また、あるものは、現行法には、それに相当するものない、独特な紛争の解決手段であつた。ということが、できるであろう。

大竹教授は、この点に関して、内済と訴訟上の和解には、相違もないように思われるが、内済の中には、仲裁にちかいかいも、調停に似ているものもある。しかし、内済を、これらの現行法上の諸制度にあてはめること自体がそもそも無理であるとも論じておられる（大竹・前掲論

文・二〇六頁—二〇七頁。

(14) 中田・前掲書・八三三頁以下。

(15) 中田・前掲続編論文・前掲書・八六五頁・八七八頁。小早川・前掲書・七七頁。大竹・前掲論文・一八五頁、二〇九頁。

(16) 済口証文では、当事者が連署人となつていた（そのほかに、家主五人組・名代等も加つていた）（中田・前掲論文・前掲書・七八四頁）。一方、被告条例における、これらの答書には、「原告人ト被告人ト及ビ被告人ノ代償人……連印（第十二期）」「代償人ノ証印ト原告人の承諾ノ承印（第十三期）」が必要とされていた。

(17) 中田・前掲論文・前掲書・八二四頁。小早川・前掲書・三八一頁。

(18) 小早川・前掲書・六四四頁。

(19) 中田・前掲論文・前掲書・八一頁。ここでは「米引宛前金並預金不相済却而不法申懸候出入」という公事銘の長文に、係の役人が驚いた旨が伝えられている。

(20) 小早川・前掲書・二四三頁。

(21) 中田・前掲論文・前掲書・七六四頁。小早川・前掲書・三四二頁。

(22) 奥平昌洪氏は、「江戸時代にして其司法制度は明治初年に行はれたるもの妙からず」と述べておられる（奥平・前掲書・二頁）。

〔補〕 徳川時代以前の和解については、古事類苑法律部・一・一二六九頁以下参照。

(三) 本草案と訴答文例との関係 すでに述べたごとく、本草案と訴答文例とは、内容上、多くの共通点を有している。そのことは、個別的に指摘するまでもないと思われるので、次に両者の相違点をひろいあげ、それを表示すれば、次の通りである。すなわち、次表にあらわれない両者の内容は（それは、両者の内容の大部分を占めているが）、相共通しているとみてよいのである。

原告条例・被告条例	訴答文例
無し	外国人に対する特例 (第二条・五条・六条二号・四号・七条・二十九条・三十二条)
差添人の制度 (原告条例第二則第三章以下・被告条例第二則第四章以下)	「従前ノ差添人ヲ廃シ之ニ代ルニ代書人ヲ以テス」(第三條)
代人(名代人・代言人)を用いるか否かは、原告人は自由(原告第四十)、被告の場合は原則として許されない(被告条例第五章)	代言人を用いるか否かは、原告・被告ともに自由(第三十條・三十五條)。
無し	訴状には、原則として、本人の自署により、氏名を署さなければならなかつた(第六條・第三條)。
無し	訴状は十六行で一行に十五字詰める(第六條)。
無し	被告人の住所と裁判所が八里以上離れているときは、その里数を訴状に記載することになつていた(第六條)。
対決の延期に関する規定 (被告条例第十七章第十八條)	無し。

なお、すでに述べたように、本草案中、数カ所に、左院が修正意見を付している。この修正意見を付せられた箇所は、訴答文例では、

どのように規定されたかを示すと次のごとくである。

まず、原告条例第四章・五章および被告条例第四章であるが、これらの規定は差添人に関するものである。しかし、差添人の制度自体が訴答文例においてはなくなつていたので、この点では左院の修正意見がいかなされる余地はなくなつたわけである。

つぎに、原告条例第二十章であるが、この規定は、逃亡した奉行人に対する人的執行を認めた規定である。左院の修正意見は、見方によつては、人的執行を認めない意図とも読める。もしそうであるとなれば、左院の方針としては、代替執行または間接強制を認めることにならう。ただし、第二十一章の同様な規定には、修正意見が附されていない。しかし、訴答文例第十二条においては、原告条例の原案と同様に「…還ラサル者ヲ取返サントスルノ訴状…」と書かれている。

次に、被告条例第十一章の場合は、原案の「…自分違約セシ返濟延期ノ証書」という表現が、同じ意味の言葉のくり返しとなり、まわりくどいので、左院は「右ノ返濟延期ノ証書」と修正したものと思われる。しかし、訴答文例第四十一条においては「…己レヨリ約ヲ破リタル返濟延期ノ証書…」と書かれている。訴答文例においては、たしかに表現形式は、被告条例の場合と多少異つてゐるが、左院の修正意見は、ここでもいかにされていない。

最後は、附録第六号の修正点である、これは、夫妻離別の訴状のひな型である。原案では、「妻離別ノ訴」のみを想定してひな型が作成されているのに対して、左院は、妻が原告となる場合もある

(原告条例第 二十九章) から、第六号がその場合のひな型でもありうる旨を表示するように指示している。しかし、訴答文例・附録第六号を見ると、この点の左院の意見も、全くいかなされず、ひな型の欠点はそのまま残つてゐることがわかる。

要するに左院の修正意見は、訴答文例には、全くいかなされていないことができる。

(一)(2) 差添人・代人・代書人・代言人等の制度については後述する。

(四) 本草案および訴答文例と英米法との関係 訴答文例が英米法的要素を内蔵しているのではないかとの推考がなされていることは、前にも述べた。原告条例・被告条例の内容が、前述のごとく、訴答文例と非常に類似しているので、この推考が正しければ、原告条例・被告条例も英米法的要素を内蔵しているということになる。はたして、そういえるであろうか。この点を、次に検討してみよう。

訴答文例に英米法的色彩がある、とする根拠は、次のごとくである。

① 規定のしかたが具体的であること。② 「訴答」という語が、英米法における Pleading に相当するとも考えられること。③ 訴答文例制定前後において、当時の立法に英米法の影響が絶無とはいえないこと。例えば、明治六年十一月五日太政官布告・第三六二号・「出訴期限規則」に英米法でいう Imitation of actions の影響があつたとも考えられること。④ アメリカ人ヒルが立法作業に参加した形跡があること。もつとも、訴答文例に英米法的色彩があるという可能性を指摘された向井講師は、訴答文例に英米法的色彩があるとす

れば、そのことが、ヒルが訴答文例の立案に参加したこと(5)の証左となる(5)と論じられておられる。

まず、①について考えてみよう。たしかに、訴答文例や原告条例

・被告条例の規定のしかたは、英米法の規定のしかたと共通点(6)を有している。すなわち、双方共に規定が具体的である(原告条例第二十五章・四十四章・四十七章・四十八章)。（なお、そのほかに、実体法と手続法の分離が不完全であるともいえよう）

しかし、従来、慣習法国であつた国が、新たに成文法を制定する場合、新たな成文法において、規定のしかたが具体的であつたり実体法と手続法の分離が不完全であつたりすることすることは、ありがちなことであらう。そしてわが国の徳川時代において、慣習法が法の主流をしめていたことを考えるならば、訴答文例や原告条例・被告条例が、英米法の影響を受けたものであるとは、かならずしも断定できない。もとより、その可能性が全くはないが。

つぎに、②の、「訴答」という語から、英米法との関連が推測されはしないか、という点について考えてみる。この法令が、もしも草案の段階から「訴答」という名称を附せられていたとするならば、そのように考えることも妥当かも知れないが、その草案ともいえる（ほとんど内容を同じくするから）原告条例・被告条例の段階では「訴答」という名称が附せられていない点を考慮すると、「訴答」という名称から、英米法の影響を推測することには、なお、問題がのこるように思われる。あるいは、後述のヒルの参加と関連して、アメリカ人である彼が、参加したことと、「訴答」という

名称を附せられたこととの間に、なんらかの関係があるのではないかと推測することは、可能かもしれない。しかし、これを断定するには、なお多くの資料が必要であらう。

次に③の訴答文例および原告条例・被告条例編纂前後の英米法の影響を考察してみる。この点で問題になるのは、出訴期限規則である。たしかに、出訴期限規則は英米法の影響を受けているという主張は、多数の学者により支持されている（おそらく現在の多数説であらう）。しかし、同規則の内容上、英米法の出訴期限制度の影響はほとんど見いだしがたいとする論考もある。かりに、出訴期限規則に英米法の影響ありとしても、同規則は、明治六年十一月五日に布告されたものであるに反し、訴答文例、およびその原型と考えられる原告条例・被告条例は、それ以前に左院に提出されていることのみで、かならずしも、英米法の影響ありとは断定しえないであらう。

最後に④のアメリカ人ヒルについて考えてみる。

手塚教授の最近の研究によると、明治四年九月に、神奈川県は、「外国人ニ係ル聴断ニ付顧問ノ為メ外国法律家ヲ一名雇入」れることを政府へ上申し、翌五年五月四日にヒルの雇入が決定されたことである。一方、原告条例・被告条例並びに附録が左院に提出されたのは、五年三月三日であるから、彼が神奈川県に雇われる以前から、すでに当時の立法作業に従事していたことを証明する史料があれば格別、そうでなければ、彼が本草案の編纂に関係していたとは断定考えられない。このことからみれば、本草案は、ヒルの手によるものとは考えられないはずである。

ただ、訴答文例だけに關していえば、彼がその編纂作業に従事したということは充分に考えられる。⁽⁹⁾したがつて、訴答文例においては、彼の考えがいかにされている部分があつたかもしれない。しかし、仮に、そのような部分があつたとしても、それは、訴答文例が本草案から受け継がなかつた部分（例えば、差添人の制度を廢したところ）、ないしは、訴答文例において新たに設けられた規定であるはずである。とくに、原告条例・被告条例に存在しない外国人の特例に關する規定において、彼の見解がいかにされたと考える余地は大きいものといえるであらう。

結局、訴答文例および原告条例・被告条例が英米法の色采を内蔵していると考えうる可能性は、まづたく否定してしまふことはできないにしても、反対に、これを断定するための決定的論拠も、また見出しえないようである。

- (1) 向井・前掲明治初年における民事訴訟法典の編纂——江藤司法卿時代を中心にして。一二頁。なお、滝川・前掲訴答文例小考・前掲裁判法の諸問題上三三四頁参照。
- (2) 向井・前掲論文・一二頁。
- (3) 向井・前掲論文・二三頁。
- (4) 向井・前掲論文・二二頁・二三頁。
- (5) 向井・前掲論文・二二頁。
- (6) 例えば、訴を提起しうる場合を定型的に定めているような規定のしかた、すなわち、アクチオ的な規定のしかたは、実体法と手続法未分離のあらわれである。
- (7) 内池慶四郎「出訴期限規則略史」・一〇四頁。

なお、同書において、Imitation of actions という言葉と「出訴期限

明治五年・職訟規則（原告条例・被告条例・附録）

規則」という言葉が結びつくか否かを判断するにつき、内池教授が採られた方法は、Reading という言葉と「訴答」という言葉が結びつくか否かを考える際にも有効であらう（同書・一〇五頁参照）。

(8) 手塚豊「神奈川裁判所御屋外人ヒルの捲開廢止建白書——明治法制史料拾遺¹⁰」——。法学研究第三卷二二頁・四一頁。

(9) 向井講師は、明治六年一月二十四日付の「江藤辞表」中の「…訴訟法は、鷲津権大判事、河村権中法官、荒木七等出仕、其他の人々にて、會議罷在、此訴訟法略則は、玉乃権大判事、西権中判事、巫人「ヒール」にて、草案相立稿相成候候：」（の野半介「江藤南白」下巻一〇頁——一頁）という記載、および、荒木桜州氏のヒルが訴答文例の編纂に關係したという説（…訴答文例は既に癸酉一月脱稿す…御屋ヒールは之が起草に任す…。法律新聞第二〇九八号二頁）により、ヒルの訴答文例編纂への参加を推測されている（向井・前掲論文・一一頁）。

なお、手塚豊「司法省御屋外人ヒルとその建白書——統制・明治法制史料雜纂（一〇）——」。法学研究第一卷二二頁・九八頁参照。

(五) 立法史的観点からする問題点 つぎに、立法史的に見て重要と思われる問題点を若干掲げる。

① 差添人・名代人（代言人）、当事者のためには、原則として村・町役人が差添人となる必要であつた（原告条例第二則）。また代言人を採用することは、原告にとつては自由であり（原告条例第、被告は一定の事由ある場合に限り許された。

すでに述べたように、徳川時代においては、本人訴訟を原則とし、代人による訴訟は原則として許されていなかった。（ただし、家主・名主・五人組等の附添——差添人——は必要であつた）。ただ、本人病氣など一定の事由の存する場合に限り、代人による訴訟を許した

が、その場合にも代人となりうる者を一定の親族とか村役人等に限つた⁽¹⁾。明治に入つてからも、明治三年一月二八日・太政官布告・第八七八号・「府藩県交渉訴訟准判規定」⁽²⁾は、本人疾病老幼或は廃疾の場合にのみ代人を許すとしており^(条第一)、この点で、徳川時代の規定を承継したようであるが、その際、代人となりうる資格に制限を加えなかつた点で、これをいく分か緩和している。それが、五年三月三日に左院に提出された本草案においては、代人を用いるか否かは、原告の場合は自由、被告の場合は一定の要件がある場合のみ許された。その際、本人の能力の不足や事件の複雑な場合も、その要件に該当するとされる点^(被告条例第五章)に注目していい。

一方、明治五年八月三日・太政官無号達・「司法職務定制」⁽⁴⁾において「代書人」・「代言人」の制度が設けられた^(四十三條)。立法者が代書人・代言人にいかなる権利をあたえようとしていたかは、規定が簡単なため不明であるとされているが、代書人・代言人とも、その採用は、本人の自由とされている^(第四十二條)。

その後、すでに述べたごとく、訴答文例が明文をもつて、「従前ノ差添人ヲ廃シ之ニ代ルニ代書人ヲ以テ」^(第三條)するに^(後段)し、訴状・答状はかならず、代書人がこれを作成すべき旨^(第三條)、また、原告・被告とも、自由に代言人を用い^(第三十五條)る旨規定した^(第三十五條)。本草案が、司法職務定制以前において、不完全な形ではあるが、代言人の制度をとりいれていることは、まことに特筆すべき意味をもつていたといえる。

なお、すでに述べたように、原告条例第四章・第五章には、左院の

修正意見が付されている。第四章は、原案では、名代人（村・町役人が差添人となりえない場合これに代る者）は官吏でなければならぬとされていたが、修正意見ではこの制限がはずされた。また、第五章は、原案によると原告と同じ身分の者が差添人となり得ない場合の臨時の指揮は、本人が裁判所に請求することになつていたが、修正意見によれば、本人を管轄する町村役場に請求することになる。

② 訴の類型 原告条例は、第四則以下に訴の類型を掲げ、これに該当しないものは却下する趣旨と思われる。このことは、すでに一言したとおりである。その中でも、「専売免許ヲ犯セン訴状ノ事^(第十一)」のごとき、徳川時代にはなかつたと思われるものを掲げた点は注目に値する。⁽⁷⁾

なお、「経界ヲ争フ訴状ノ事^(第十七)」は、現在の土地境界確定の訴である。⁽⁸⁾

③ 訴状正本・副本 訴状は二通提出することになつていた^(原告条例第十七)。この規定も訴答文例に引き継がれたわけである^(六条第四)。

この点について、滝川判事は、訴答文例施行以前から、すでに訴状の正本・副本を提出する慣例があり、それが現在の実務にまで続いていると論じておられる。徳川時代においては、訴状も答書も、ともに二通提出されたことは、すでに見たとおりである。また、明治初期における、民事手続に関する成文単行法と慣習法を条文の形式にまとめ、これに司法省御雇外人カークワードが自己の意見を附したものに、法務図書館旧蔵「カークワード現行民事手続意見書」⁽¹⁰⁾がある。その第四五条中に次のごとき記載がある。

訴訟書類ハ届書ヲ除ク外正副二通ヲ具スルヲ要ス但此手續ニ於

テ特ニ書類ノ数ヲ記載シタルモノハ此限ニ在ラス(原告文例第六條(照)第八十八條參照)

この記載から、訴状二通を提出すべしとする、原告条例や訴答文例の規定は、当時の慣習を成文化したものであると考えられる。

④証拠に関する規定。原告条例は訴の各種の類型のいずれの場合にも訴状に証拠となる証書の全文の写を記載すべき旨規定している。また被告条例第八章・十章も同様の趣旨である。それが証拠を文書に限る趣旨(証拠法定主義)であるか否か、また、訴状にその写が記載されなかつた証書は、後に提出を許さない趣旨(証拠序列主義)、すなわち失権効を認める趣旨であつたかどうか不明である。

また提出された文書に、被告人の「証印」がない時には証明力がない(証明力の法定)とする規定(原告条例第七條)にも注目すべきである。

⑤連印。訴状および答書には、差添人の連印が必要とされていた(原告条例第九章・被告条例第四章)。訴答文例においては、差添人が代言人に代わつたわけであるが、訴状に第三者の連印を要求することは封建的残滓といふべきである。⁽¹³⁾

また、夫妻離別の訴・養子女離別の訴においては、一定の親族の奥書連印が要求されていた(原告条例第二十八條・第三十條)。

そのほか、代言人を用いる場合には、代言人の奥書連印が必要とされていた(原告条例第四十九章・被告条例第六章)。

⑥人的執行。奉行人や弟子職業ノ者(徒弟)に対しては人的執行が認められていた(章・第二十一條)。これも封建時代の残滓といふべきであろう。なお、原告条例第二十章に附された左院の修正意見につ

いては、すでに述べたのでここではくりかえさない。

⑦離婚訴訟・離縁訴訟における当事者適格。夫妻離別の訴は、原則として、妻からは、提起しえないことになつて来た(妻の父母等から訴えることになつて来た(原告条例第九條))。また、養子は養父母に対して離別の訴を提起できないことになつて来た(原告条例第十條)。これらは、原告適格の規定であるが、それは封建時代の残滓である。

⑧請求の客観的・主観的併合。この点に関しては、立案者がかなり配慮したように思われる。すなわち、原則として、一冊の訴状には一事件しか記載できず(原告条例第四十章・四十二條)。また、貸借関係について、原告が複数の場合も被告が複数の場合も、固有必要的共同訴訟とされていた(前者につき、原告条例第四十三條。その場合の土地管轄や選定当事者に関しても配慮がなされている(原告条例第四十三章・後段四十七條))。

⑨訴訟上の相殺。被告条例第九則においては、訴訟上の相殺に関する規定が置かれている。

⑩当事者の自主的解決。立案者は本草案の編纂にあたり、和解(ないしは調停)類似の解決方法に関して、かなり配慮したこと、および、その意味で、本草案には徳川時代の民事手続の影響が大きかつたと考えられることについては、すでに述べたので、ここではくりかえさない。

- (1) 奥平・前掲日本弁護士史・八頁。
- (2) 法令全書・明治三年・五二八頁以下。
- (3) 奥平・前掲書・一八頁。

明治五年・聴訟規則（原告条例・被告条例・附録）

(4) 法令全書・明治五年・四六五頁以下。

(5) 奥平・前掲書・三六頁。

(6) なお滝川判事は、訴答文例における、代書人・代官人の弁護士三元主義は、フランス法の代訴士 (avoué) ・弁護士 (avocat) を継承したものでないかと推測されている（滝川・前掲訴答文例小考・前掲裁判法の諸問題上・三八七頁）。

なお、日本弁護士連合会編「日本弁護士沿革史」三頁以下参照。

(7) 明治初期の特許法としては、すでに、明治四年四月七日・太政官布告・第一七五号・「専売略規則」（法令全書・明治四年・一三九頁以下）があつた。したがつて本草案が、「専売免許」に関する紛争を予定していたことは、当然である。ただし、「専売略規則」は、明治五年三月二九日・太政官布告・第一〇五号（法令全書・明治五年・八五頁）により、廃止せられている。

なお、手塚豊「元老院の『専売免許条例』草案——明治法制史料雑纂——」(C)・法学研究第三四巻八号・五二頁以下参照。

(8) 徳川時代の地竟論（境に関して発生した訴訟）については、小早川・前掲近世民事訴訟制度の研究・四八二頁以下参照。

(9) 滝川・前掲論文・三九〇頁——三九六頁。

(10) 原本は戦災で焼失したが、日本學術振興会によつて「現行民事訴訟手続及カード氏意見書」として覆刻されている。

なお、司法省は、旧民事訴訟法典の草案の編纂者である、内閣御雇ドイツ人テヒョーに、編纂作業の参考に供するため、従来の成文單行法と慣習法を、条文の形に集録したもの（南部薺勇編）を付与したといわれている。テヒョー自身は、彼の草案の序文において、この彼に与えられた資料を「現在日本で妥当する訴訟法の法典化したもの」(Teinow, Entwurf einer Zivilprozessordnung für Japan, Tokio 1886, S. 1)と呼んでおり、特定の書名題目も作製年も明示していない。(C)の点は、

すでに手塚教授が指摘しておられる。手塚豊「司法省御雇外人カード——統統——明治法制史料雑纂(三三)——」・法学研究第四〇巻三三・六五頁。一方、テヒョー草案の日本語訳たる「訴訟法草案」（法務図書館蔵）の序文では、翻訳者は、この資料を日本現行訴訟手続と訳している（同書・一頁）。たしかに、同書では、カギカッコではなくつていないが、日本現行訴訟手続という名称が、特定の書名題目（固有名詞）であるかのような印象を、読む人に与える書きかたである）。

そこで、テヒョーに与えられた、いわゆる「日本現行訴訟手続」と、カードに付与された「民事訴訟手続」との関係が問題となる。

石井博士は、両者を同じとみる「考えの方があつていられるように思われる」と述べておられる（石井・前掲明治文化史・法制編・四一七頁）。一方、兼子博士は、両者を同じものとされつつ、「民事訴訟手続」を「明治十五年頃」作られたものとしておられる（兼子「民事訴訟法の制定——テヒョー草案を中心として——」・「民事法研究 第二巻」・四頁）。しかし、カードに与えられた、「民事訴訟手続」には、明治十八年三月の法令が引用されていることからして、これが、明治十五年頃作製されたとは考えられない（石井・前掲書・四一七頁）。仮に、テヒョーに付与された「日本現行訴訟手続」が、兼子博士の考証されたように、明治十五年頃に成つたものであるとすれば（兼子博士はその論拠を示しておられない）、「民事訴訟手続」は「日本現行訴訟手続」の増補版、ということになる（手塚・前掲司法省御雇外人カード・五八頁）。一方、石井博士、および、博士の説に賛成される手塚教授の指摘されるごとく（手塚・前掲司法省御雇外人カード・六五頁）、両者を同一のものと考えれば、テヒョーが草案の編纂に着手してから（その時期は、明治十七年五月以降）、約一年の間は、かような参考資料はなかつたことになる（手塚・前掲司法省御雇外人カード・五八頁）。染野「わが国民訴訟法の近代化の過程」裁判と法・五一八頁参照。

(11) 「現行訴訟手續及カーカード氏意見書」(學術振興会による覆刻版・三枚目・表。

なお、その第八十八条は、被告が複数で、その住所が、八里以上離れている場合には、離れている被告の數に等しい訴状副本を提出すべき旨、規定している(同資料・五〇枚目・表)。

(12) 滝川判事は、訴答文例における、同様な規定について、書証の写の提出なくしても、書証自体の提出は禁じられないと論じておられる(滝川・前掲論文・三九七頁)。

(13) 滝川・前掲論文・三八八頁。

(14) かような規定は、訴答文例においても維持されたが(第十五条、滝川判事によると、その後の太政官布告や判例により、奥書連印を欠く訴も有効とされるようになった、とのことである(滝川・前掲論文・三八九頁—三九〇頁)。

(15) 訴答文例における、請求の併合、およびその後の実務の取扱いについては、滝川・前掲論文・四〇九頁以下参照。

(六) 総括 原告条例・被告条例の内容に検討をくわえてきたが、これらが、訴答文例の場合よりも、より多く徳川時代の民事手続の痕跡を残していること、および、訴答文例にみられる、外国人に対する特例は、いまだ設けられていなかったこと。しかし、他方では、訴答文例と非常に多くの共通点を持つていたことが判明したと思う。これを要するに、原告条例・被告条例並びに附録は、訴答文例の草案であつたとみて、ほぼ間違いないといふことができよう。

後記 太政類典のなから聴訟規則を発見されたのは手塚豊教授であり、本稿の作成にあつても同教授から多くの御教示をうるることができた。記して心から感謝の意を表したいと思う。また本稿作成については石

明治五年・聴訟規則(原告条例・被告条例・附録)

渡君の努力に負うところが大きいことも特筆しておきたい(石川記)。

前註

(1) 現在あまり使用されない字体は普通のものに改めた。ㄱ(コト)、ㄴ(トモ)、ㄷ(トギ)、區(区)、假(仮)、寫(写)の類である。
(2) ふりがなは、漢字の左側に附されていたが、印刷の便宜のため、右側に附した。ただし、附録・第九号では、初めから右側に附されていた。

(3) 附録の書式の図形は、印刷の便宜上多少変形したものである。

太政類典 明治五年
手中

地方部

訴訟

三月日闕 五年

聴訟規則ヲ定ム

司法省伺

即今詞訟法一定ノ規則無之府県ノ裁判自然区々ニ相成候間詞訟法概略相定一般御布告相成度候依テ原告被告条例並ニ附録文ヶ先以草案取調進呈仕候猶審判条例ノ儀ハ追々取調可相候此段草案三冊相添至急御評決相伺候也三月二日

伺之通

聴訟規則

原告条例

第一則

原告人ヨリ被告人住所ノ書附ヲ受取ル事

第一章 凡ソ訴訟ヲ為ントスル原告人ハ其管轄ノ村役人ノ添翰ヲ以テ被告人ヲ管轄スル村役場ニ至リ被告人ノ氏名ト職業トノ書附ヲ受取リ然ル後ニ訴狀ヲ作ル可シ

第二章 原告人被告人ト管轄ヲ異ニシ道路隔絶ナルヲ以テ原告人自ラ他管ノ村役場ニ至ルノ勞ヲ省ント欲スル者ハ其旨趣ヲ自分管轄ノ村役場ニ願ヒ役場ノ文通ヲ以テ被告人ノ氏名職業ノ書附ヲ受取ルノ便宜法ニ因ルモ妨ケ無シトス

第二則

差添人ノ事

第三章 原告人訴狀ヲ以テ村役人ニ示シ自分ノ差添人ト為サンコトヲ請ヒ役人之ヲ許諾セハ其ノ連名ノ調印ヲ受ク可シ

第四章 村役人差添人ト為ルコトヲ得サル時ハ己レニ代ル可キ平民ノ名代人ヲ官吏ヨリ選フ可シ

〔左院官吏ヨリノ四字刪去ルベシ〕

第五章 原告人士族ナレハ差添人モ亦士族タル可ク原告人神職僧徒ナレハ差添人モ亦神職僧徒タルヘシ若シ同族同種ノ中ニ差添人ト為ス可キ者ナケレハ其由ヲ裁判所ニ願ヒ臨時ノ指揮ヲ請フヲ許ス

〔左院其由ノ以下二十字刪去リ管轄被役場ノ指揮ヲ請フベシノ十ニ字ニ改ム〕

第六章 原告人官院省使府県等ノ官吏ナレハ其官院省使府県ニ就キ其添翰ヲ請フ可シ差添人ハ原告人ノ親戚若ハ朋友タル可シ

第三則

訴狀一般ノ心得ノ事

第七章 凡ソ訴狀ハ真誠質直ニシテ一毫ノ虚飾ナク確實ノ証拠ト為ス可キ事件ノミヲ陳述シ誠意ヲ以テ本旨ヲ達スルコトニ著眼シ文飾冗長ナラズシテ撲実管短ナルコトニ注意ス可シ

第八章 訴狀ハ自分訴ル所ノ苦情又ハ被告人違約又ハ非理ノ件々ヲ述フ可シ自分ノ推察ヲ以テ被告人ノ証迹ナキ惡事ヲ陳述スルコトヲ得ス

第九章 訴狀ノ始ニ原告人ト被告人トノ氏名ヲ記シ住所職業ヲ肩書ニシ訴狀ノ末ニ年号干支月日ヲ記シ原告人ト差添人トノ連印ヲ押スヘシ附錄第一号ヲ見合ス可シ

第十章 訴狀ヲ裁判所ニ呈スルハ二通ヲ以テ定則トス其一通ヲ裁判所ニ留メ其一通ヲ被告人ニ示ス

第四則

貸附米金淹滞ノ訴狀ノ事

第十一章 貸附ケシ米金返済淹滞ノ訴狀ハ先ツ標題ノ為ニ米金元利ノ計算ト貸渡セシ年号干支月日トヲ記載シ其証拠ニ証書ノ全文ノ写ヲ出シ然シテ後ニ被告人返済ノ期ヲ過キテ返済セサルノ事ヲ陳述ス可シ附錄第二号ヲ見合ス可シ

第十二章 田畑ヲ貸渡セシ小作米金物品ノ損料金諸種ノ立替金召抱人等ノ引負金職人等ノ前貸米金貸地貸家ノ賃金等ヲ受取ラントスルノ訴狀ハ第十一章ニ照準ス可シ

第五則

預ケ米金淹滞ノ訴狀ノ事

第十三章 預ケシ米金ノ返濟滯滞ノ訴狀ハ先ツ標題ノ為ニ米金ノ員數ト預ケシ年号干支月日トヲ記載シ其証拠ニ証書ノ全文ノ写ヲ出シ然シテ後ニ被告人違約シテ返濟セサル事ヲ陳述ス可シ

第十四章 借地等ノ敷金養子女妻妾等ノ持參金実家又ハ親族等ノ仕送り金ヲ受取ラントスルノ訴狀ハ第十三章ニ照準スベシ

第六則

売掛代金滯滞ノ訴狀ノ事

第十五章 売掛代金滯滞ノ訴狀ハ先ツ標題ノ為ニ受取ル可キ金高ヲ記シ其証拠ニ帳面総計ノ高ヲ出シ被告人ノ証印アルコトヲモ表シ然シテ後ニ被告人ノ違約滯滞セシコトヲ陳述ス可シ附録第三号ヲ見合ス可シ

第十六章 売掛代金又ハ旅籠代金賄代金ノ類証拠トス可キ通帳附込帳等ニ被告人ノ証印ナキ時ハ無証ノ書類ニ帰スルヲ以テ原告人ノ証拠ナスヲ得ス

第七則

手附金売買違約ノ訴狀ノ事

第十七章 米塩糸茶等ヲ買ヒ手附金ヲ渡シ約定期限内ニ殘金ヲ渡サントスル時ニ至リ被告人違約シテ米塩糸茶等ヲ渡サ、ルノ訴狀ハ先ツ標題ノ為ニ手附金ヲ渡セシ干支月日及ヒ殘金ヲ渡シ物品ヲ受取ヘキ約定期限ノ干支月日ヲ記載シテ其証拠ニ約定書ノ全文ノ写ヲ出シ然シテ後ニ被告人違約ノ事件ヲ陳述ス可シ附録第四号ヲ見合ス可シ

第十八章 米塩糸茶等ヲ売リ手附金ヲ受取り約定期限ニ至リ殘金ヲ受取ル可キ時ニ至リ被告人違約シテ殘金ヲ渡サ、ルノ訴狀ハ先ツ標題ノ為ニ手附金ヲ受取りシ干支月日及ヒ殘金ヲ受取り物品ヲ渡ス可シ

明治五年・訴訟規則(原告条例・被告条例・附録)

キ約定期限ノ干支月日ヲ記載シテ其ノ証拠ニ約定書全文ノ写ヲ出シ然シテ後ニ被告人違約ノ事件ヲ陳述ス可シ附録第五号ヲ見合ス可シ

第八則

受負料滯滞ノ訴狀ノ事

第十九章 大工左官等諸職業ノ受負料及ヒ賄方人足方等ノ受負料滯滞ノ訴狀ハ先ツ標題ノ為ニ受負ヒシ干支月日ト受負ノ金高ト己ニ受取りシ金數ト未ダ受取ラザル金數トヲ記載シテ其証拠ニ約定書ノ全文ノ写ヲ出シ然シテ後ニ被告人違約ノ事ヲ述フヘシ

第九則

奉公人違約ノ訴狀ノ事

第二十章 年季ヲ約シ前金ヲ渡シ抱ヘ入レシ奉公人年季未滿内ニ其家ヲ出テ還ラサル者ヲ取返サントスルノ訴狀ハ先ツ標題ノ為ニ抱ヘ入レシ干支月日ト約定ノ年季ト前渡シセシ金數トヲ記載シテ其ノ証拠ニ証書ノ全文ノ写ヲ出シ然シテ後ニ被告人ノ違約セシ事件ヲ述フ可シ

左院ヲ取返サントスルノ九字刪去り者ノ違約シタルニ就テノ、
十一字ニ改ムヘシ

第十則

弟子職業ノ者違約ノ訴狀ノ事

第二十一章 職業伝習ノ為ニ引受シ弟子職業ノ者職業練熟ノ後報恩奉公ノ年季ヲ約シ年季未滿内ニ其家ヲ出テ還ラサル者ヲ取戻サントスルノ訴狀ハ先ツ標題ノ為ニ引受ケシ干支月日ト報恩奉公ノ年數トヲ記載シ其ノ証拠ニ証書ノ全文ノ写ヲ出シ然シテ後ニ被告人ノ違

約ヲ述フ可シ

第二十二章 弟子職ノ者又ハ奉公人等其ノ師匠又ハ主人ヨリ受取ル可キ給米金淹滞ノ訴状ハ第二十一章ニ照準ス可シ

第十一則

専売免許ヲ犯セシ訴状ノ事

第二十三章 凡ソ自分専売ノ免許ヲ受シ職業者他ノ専売ノ免許ヲ受サル者私ニ売買スルコトヲ禁止センコトヲ争フ訴状ハ先ツ標題ノ為ニ専売免許ヲ受シ年号干支月日ト免許ヲ受シ役所ノ名ト専売免許ノ年限トヲ記載シ其ノ証拠ニ免許ノ証印又ハ証書ノ写ヲ出シ然シテ後ニ被告人ノ非理ノ所為ヲ陳述ス可シ

第二十四章 凡ソ諸商業従前ノ沿襲ニ因リ株式ト称シ官院省使府県等専売免許ノ証印証書ナキ者ハ自己ノ商業ニ妨ケアルヲ以テ他人ノ商業ヲ禁止センコトヲ訴ルヲ得ス

第十二則

商會中取引ノ訴状ノ事

第二十五章 凡ソ諸商會中甲ノ商人ト乙ノ商人トノ諸種ノ取引米金ノ類ニテ乗合商売ト称スル者モ証書確實ナル者ハ之ヲ訴ルヲ得可シ

第二十六章 凡ソ既ニ發行セシ甲ノ商會ヨリ將ニ發行セントスル乙ノ商會ノ己レニ妨ケアルヲ以テ之ヲ禁止センコトヲ訴ルヲ得ス

第十三則

夫妻離別ノ訴状ノ事

第二十七章 夫妻離別ノ訴状ハ先標題ノ為ニ夫ノ氏名生年妻ノ氏名生年及ヒ婚姻セシ年号干支月日ヲ記載シ其証拠ニ管轄ノ役場ノ届置

キシ全戸総人数ノ戸籍ノ写ヲ出シ然シテ後ニ離婚ヲ為ス可キ理由ヲ陳述ス可シ

第二十八章 原告人夫ナレハ其父母若シ父母生存セサレハ祖父母又ハ尊屬ノ親族二人以上ノ奥書連印ヲ出スヘシ若シ尊屬ノ親族ナケレハ卑屬ノ親族又ハ朋友タルヘシ附録第六号ヲ見合ス可シ

第二十九章 原告人妻ナレハ其ノ里方ノ父母又ハ其ノ尊屬ノ親族ヨリ訴フ可シ若シ尊屬親族ナケレハ卑屬ノ親族又ハ朋友ヨリ訴フ可シ其他奥書連印等ノ法夫ノ訴状ノ如クス可シ若シ事危急ニ出レハ其妻自ラ訴ルヲ禁セス

第十四則

養子女ヲ離別スル訴状ノ事

第三十章 凡ソ養子女ヲ離別スルノ訴状ハ先ツ標題ノ為ニ養父母養子女ノ生年ト其ノ養子女ト為セシ年号干支月日トヲ記載シ其ノ証拠ニ原告被告双方ノ全戸総人数ノ戸籍ノ写ヲ出シ然シテ後ニ離別ス可キ理由ヲ陳述シ原告人ノ親族二人以上ノ奥書連印ヲ出ス可シ

第三十一章 養子女ノ実父母ヨリ養父母ヲ相手取り養子女ヲ取戻サントスルノ訴状ハ第三十章ニ照準ス可シ若シ実父母ナケレハ養子女ノ親族ヨリ訴フ可シ

第三十二章 養子女ヨリ養父母ヲ相手取り自ラ離別ヲ請フノ訴ヲ為スヲ得ス

第十五則

家督相続ヲ争フ訴状ノ事

第三十三章 家督相続ヲ争フ訴状ハ父母ト相続人トノ生年ヲ記載シ

原告被告双方ノ全戸総人数ノ戸籍ノ写ト讓狀遺狀等ノ証書ノ全文ノ写ヲ出シ然シテ後ニ自分相続人ト為ル可キ条理ト被告人相続人ト為ル可ラサルノ条理トヲ述フ可シ

第十六則

田畑山林等売買違約ノ訴狀ノ事

第三十四章 田畑山林屋敷建家等ヲ買ヒ其ノ田畑山林屋敷建家等ヲ受取ラントスルノ訴狀ハ第十七章ノ法ノ如クス可シ田畑ヲ売買スルノ二月ニ
廃セリ

第三十五章 貸地貸家ノ明渡シヲ争フ訴狀モ亦タ第十七章ノ法ノ如クス可シ

第三十六章 田畑山林屋敷建家等ヲ売リ其ノ田畑山林屋敷建家等ヲ引渡サントスルノ訴狀ハ第十八章ノ法ノ如クス可シ

第十七則

経界ヲ争フ訴狀ノ事

第三十七章 凡ソ国郡郷村山林川沢田園道路屋敷建家等ノ分界ヲ争フ訴狀ハ其ノ証拠ト為ス可キ伝来ノ書類或ハ繪図ノ目錄ヲ記載シ然シテ後ニ被告人ノ非理ヲ陳述ス可シ

第三十八章 証拠ノ書類繪図ノ写ハ別冊又ハ別巻ト為シ番号ヲ記シテ区別ス可シ

第三十九章 繪図ハ分明ノ著色ヲ用ユ可シ其著色ノ區別ハ原告ノ区域ヲ桃花色トシ被告ノ区域ヲ黄色トシ論所ノ区域ヲ無著色ト為ス可シ附録第七号ヲ
見合スヘシ

第十八則

一冊ノ訴狀ハ一事件ニ止ル可キ事

第四十章 訴狀ハ原告被告二人又ハ三人以上ヲ論セス一冊ノ訴狀ハ一事ノ案件ニ過ルヲ得ス若シ一冊ノ訴狀ニシテ被告人各種ノ數案件ヲ合セハ訟庭紛擾ニシテ事理混淆スルノ患ヲ生スルヲ以テナリ

第四十一章 原告人一名ニシテ同時ニ數件ヲ訴ント欲セハ宜シク數冊ノ訴狀ヲ呈ス可シ仮令ハ一冊ハ甲ヲ相手取り一冊ハ乙ヲ訴ヘ一冊ハ丙ヲ訴ルカ如シ

第十九則

一冊ノ訴狀ニシテ二件以上ヲ合ス事

第四十二章 原告被告各一人ニシテ其ノ貸借二事以上ノ案件ナル時ハ一冊ノ訴狀ニシテ二件以上ヲ合スヲ得シ是レ案件相連ラサルヲ得スシテ他人混淆ノ患ナキヲ以テナリ原告被告三人以上ト雖トモ同一ノ原告被告ニシテ貸借ノ案件二事以上ナルモ亦タ本章ノ法ノ如クナルヲ得ヘシ

第二十則

原告人連名ノ訴狀ノ事

第四十三章 二人以上連名ノ貸附証文ヲ以テ貸渡セシ米金等ヲ受取ラントスル訴狀ハ連名ヲ以テ訴フヘシ若シ貸方連名三人ナルヲ一人ニシテ之ヲ訴ント欲セハ一人ノ者他ノ二人ヨリ依頼ノ証書ヲ取り之ヲ証ト為シ願ヒ出ツ可シ附録第八号ヲ
見合ス可シ

第四十四章 貸方二人以上ノ連名中管轄ヲ異ニスル者アラハ甲ノ管轄ニ訴ルモ乙ノ管轄ニ訴ルモ連名中ノ便宜ニ從フヲ得ベシ仮令ハ甲ノ管轄ニ訴ヘハ乙ハ他管ノ者ト雖トモ甲ニ連名シテ訴ルヲ得ヘシ若

シ乙連名シテ訴ルヲ欲セサレハ甲ニ附スルニ依頼ノ証書ヲ以テス可シ

第二十一則

被告人連名ノ訴狀ノ事

第四十五章 二人以上連名ノ借用証文ヲ以テ貸渡セシ米金等ヲ受取ラントスルノ訴狀ハ尽ク連名ノ人数ヲ相手取ル可シ

第四十六章 借方連名中若シ失踪ノ者又ハ死亡シテ相続人ナキ者等アラハ連名人ノ末ニ失踪又ハ死亡セシ人名ヲ出生年号干支月日失踪又ハ死亡セシコトヲ管轄役人何某ヨリ承ルト記載ス可シ
附錄第九号ヲ見合ス可シ

第四十七章 借方ノ連名中管轄ヲ異ニスル者アラハ連名中ノ甲ノ管轄ニ於テ審判スルヲ願フモ乙ノ管轄ニ於テ審判スルヲ願フモ一ニ原告人ノ望ニ由ル可シ
被告ハ原告人ハ東京府ニシテ被告人三名中甲ハ東京府乙ハ大阪府丙ハ長崎県ナランニ甲ノ管轄ニ於テスルモ乙或ハ丙ノ管轄ニ於テスルモ一ニ原告人ノ望願ニ任スカ如シ

第二十二則

讓証文ヲ以テ訴ル事

第四十八章 凡ソ甲ヨリ乙ニ貸セシ米金又ハ預ケン米金ヲ甲ヨリ丙ニ讓リシニ乙ヨリ丙ニ返済セシテ丙ヨリ乙ヲ相手取り其米金ヲ受取ラントスル訴狀ハ甲ヨリ丙ニ讓リシ証拠ニ讓証文ノ写ヲ記載ス可シ
若シ甲ヨリ丙ニ讓リシ証文無ケレハ甲ト乙トノ關係ニシテ乙ト丙トノ關係ナシトス故ニ丙ヨリ乙ヲ相手取ルヲ得ス
附錄第十号ヲ見合ス可シ

第二十三則

名代人ノ事

第四十九章 凡ソ原告人ハ老幼婦女疾病事故ニ論ナク代人ヲシテ代言セシムルヲ許ス
代理人ヲ用ユル者ハ其訴狀ノ奥書ニ原告人ヨリ代言人ニ依頼セシ旨ヲ記載シテ原告人及ヒ代言人ノ連印ヲ為ス可シ
若シ奥書連印ナケレハ代人ヲシテ代言セシムルヲ許サス
若シ原告人代人ヲシテ代言セシムルト雖トモ自身訟庭ニ出テ陪聽セント欲スル者ハ之ヲ許ス
附錄第十一号ヲ見合ス可シ

第五十章 訴訟中原告人又ハ代言人ノ疾病事故ニ因リ一時仮リノ名代人ヲ出ス時ハ亦タ原告人又ハ代言人ヨリ仮リノ名代ヲ依頼スルノ証書ヲ出ス可シ
若シ証書ナケレハ仮リノ名代人ト為スヲ許サス
附錄第十二号ヲ見合ス可シ

聽訟規則

被告條例

第一則

答書一般ノ心得ノ事

第一章 凡ソ被告人裁判所ノ奥書アル原告人ノ訴狀ヲ受取ラハ謹慎細読シ原告人ノ陳述スル所条理アラハ速ニ原告人ニ熟議シテ百方解決ヲ請ヒ原告人之ヲ許諾セハ熟議解決ノ答書ヲ作り之ヲ裁判所ニ呈ス可シ
第七章ヲ見

第二章 原告人ノ述ル所非理又ハ詐偽ニ出テ弁解ス可キ確証アラハ其証拠ニ証書ノ全文ノ写ヲ記載シ然シテ後ニ非理又ハ詐偽ナルコトヲ陳述ス可シ

第三章 凡ソ答書ノ始ニ被告人ノ氏名ヲ記シ住所職業ヲ肩書ニシ答書ノ末ニ年号干支月日ヲ記シ被告人ノ氏名及ヒ差添人ノ氏名押印アル可シ附録第十三号ヲ見合ヌ可シ

第二則

差添人ノ事

第四章 被告人答書ヲ以テ其ノ管轄ノ町役場名主ノ官吏ニ示シ自分ノ差添人ト為サンコトヲ請フ可シ其他差添人ノ方法ハ原告条例第三章及ヒ第四章第五章ノ法ノ如クス可シ

第三則

名代人ノ事

第五章 凡ソ被告人ハ老七十幼十五以下疾病ヲ除クノ外ハ容易ニ代人ヲシテ代言セシムルヲ許サス若シ本人訥弁ニシテ解説スルヲ善クセス或ハ事理盤錯シテ弁解スルヲ難ニスルノ類ニテ代人ヲシテ代言セシメント欲セハ本人代言人ト共ニ訟庭ニ出テ代人ヲシテ代言セシメ己レ其傍ニ陪シ以テ結局ノ決議ヲ為ス可シ

第六章 被告人老幼疾病ヲ以テ名代人ヲ出ストキハ原告条例第四十章及ヒ第五十章ノ法ノ如クス可シ

第四則

熟議スミカク解訟ノ答書ノ事

第七章 凡ソ被告人訴状ノ条理ニ服シ弁解スル能ハサル者ハ速カニ原告人ト熟議シテ解訟ヲ為スヲ要ス其ノ法假令ハ貸借ノ淹滞ハ弁済ノ期限ヲ定メ違約ノ争論ハ改正ノ定規ヲ立ル等争訟和解対決ノ審判

明治五年・聴訟規則（原告条例・被告条例・附録）

ヲ仰カサルノ旨趣ヲ陳述シ原告人承諾ノ証印ヲ押シ之ヲ裁判所へ呈ス可シ附録第十四号ヲ見合ヌ可シ

第五則

原告人ノ返リ証文ヲ所有スル答書ノ事

第八章 凡ソ米金ヲ借用セシ者期ニ至リ之ヲ返済スル時貸シ方ヨリ原ノ借用ノ証書ヲ還付セスシテ米金返済ノ受取りノ証書ヲ交付スルヲ返リ証文ト謂フ若シ是等ノ返リ証文ヲ所有スル時ハ答書ニ返リ証文ノ全文ノ写シヲ出シ然シテ後ニ原告人ノ非理ヲ述フ可シ

第九章 若シ米金ヲ受取りシノミノ証書ニシテ其受取リシ米金ハ貸附ノ返済ナルヤ又ハ他ノ売買ノ代金ノ受取書ナルヤ証ト為ス可キ文言ナク又他ノ憑拠ス可キ証迹ナケレハ米金ヲ受取りシノミノ証書ヲ以テ返リ証文ト看做スヲ得ス

第六則

原告人ヨリ返済延期ヲ違約セシ答書ノ事

第十章 凡ソ借用ノ米金等ヲ返済ス可キ期限ニ至リ借り方ヨリ貸シ方ニ熟議シテ返済延期ノ約ヲ結ヒ其ノ証書ニ調印セシ貸方ヨリ延期センコトヲ違約シ本証文ヲ証トシテ訴ヘシニ答フルニハ返済延期ノ証書俗ニ日延対談一札ト云フ者アルコトヲ陳述シ其ノ証拠ニ証書全文ノ写ヲ出シ然シテ後ニ原告人ノ違約ヲ陳ブ可シ

第十一章 若シ借り方返済延期ノ約定証書ニ違ヒシ事件ニ因テ貸シ方ヨリ延期ヲ破約シ本証文ヲ証トシテ訴ルトキハ借り方ヨリ自分違約セシ返済延期ノ証書ヲ以テ原告人違約ノ証ト為スヲ得ス
左院 自分違約セシノ六字ヲ刪リ右ノ二字ニ改ム

第七則

原告人ノ証書偽印ナル答書ノ事

第十二章 凡ソ原告人ノ証書偽印ナルヲ答フル書ニハ其ノ偽ヲ証スル為ニ管轄ノ村町役場ニ届ケ置キシ年号千支月日ノ人別帳ノ写ヲ記載シ此ノ人別帳ノ印ト証書ノ印ト相違シタル由ヲ陳述ス可シ

第八則

経界ヲ争フ答書ノ事

第十三章 凡ソ国郡郷村山林川沢田園道路屋敷建家等ノ分界ヲ争ヒ原告人述ル所不条理ナルニ答ル書ニハ其証拠ニ伝来ノ書類或ハ絵圖ノ目錄ヲ記載シ又ハ絵圖ニ着色ヲ施ス等原告条例第三十七章及ヒ第三十八章三十九章ノ法ノ如クス可シ

第九則

未訴ノ争訟ヲ以テ已訴ノ争訟ニ接続スル事

第十四章 凡ソ甲某ヨリ借用セシ米金ノ返済ス可キ期限ヲ過キテ返済セサルヲ訴ヘラレシニ答ルニ当リ借リ方ノ乙某ナル者別ニ甲ヨリ受取ル可キ米金アリテ其ノ受取ル可キ期限モ亦タ過去リ返済期限ノ約ヲ破リシハ甲モ乙モ一般ナル故ニ己ニ訴ヘラレシ事件ニ接続スルニ未タ訴ヘサルノ事件ヲ以テシテ差引ノ計算ヲ為シコトヲ答ル書ニハ其ノ証拠ニ甲ヨリ乙ニ受取ル可キ米金ノ証書全文ノ写ヲ出シ然シテ後ニ差引計算ヲ為ス可キ旨趣ヲ陳述ス可シ

第十五章 若シ甲某ヨリ借用セシ米金ノ返済ス可キ期限ヲ過キテ訴ヘラレシニ答ルニ当リ借用人ノ乙某ナル者其ノ借用セシ米金ハ更ニ丙某ニ貸附ケ丙某返済ノ期限ヲ過キ去リ違約シテ返済セザル故ニ己

ニ訴ヘラレシ甲某ノ事件ニ接続スルニ未タ訴ヘサル丙某ノ事件ヲ以テシテ丙某ノ返済シタル米金ヲ以テ甲某ニ返済セシコトヲ答フルヲ許サス何トナレハ甲ノ貸ス者ハ乙ニシテ丙ニ非ス丙ノ借ル者ハ乙ニシテ甲ニ非ス乙ハ甲ト關係シ丙ハ乙ト關係シ而シテ丙ト甲トハ關係スル所無キヲ以テナリ

第十則

対決前返済延期ヲ約定セシ答書ノ事

第十六章 若シ原告被告対決ス可キ期ニ至ラサル前ニ米金等ヲ返済スルノ延期ヲ約定セシヲ以テ裁判官員ノ審判ヲ仰カス延期ノ期ニ至リ返済完了スルヲ待テ解訟ノ証書ヲ呈セント欲スル者ハ返済延期約定ノ旨趣ヲ陳述シタル答書ヲ作り原告人承諾ノ証印ヲ押シ之ヲ裁判所ニ呈ス可シ附録第十五号ヲ見合ス可シ

第十一則

解訟ノ熟議又ハ返済延期ノ熟議ノ為ニ対決ノ延期ヲ請フ答書ノ事

第十七章 凡ソ原告被告双方対決ス可キ期ニ至リ解訟ノ熟議ヲ為シ未タ決議ニ至ラス又ハ借用米金ノ返済延期ノ熟議ヲ為シ未タ決議ニ至ラスシテ其ノ熟議ノ日限ヲ約シ対決ノ日ヲ延シコトヲ請フ者ハ其旨趣ヲ陳述シ延期ノ日数ヲ記載シテ原告被告連印ノ証書ヲ呈シ以テ対決ノ延期ヲ請フヲ許ス附録第十六号ヲ見合ス可シ

第十八章 若シ原告被告対決ノ日ニ至リ被告人対決ヲ延期セシコトヲ欲スト雖トモ原告人延期スルコトヲ肯ハサレハ被告人ヨリ原告人ノ延期ヲ拒ムコトヲ裁判所ニ訴ルヲ得ス

第十二則

對決前親戚又ハ朋友ヨリ代償ノ延期ヲ約定シテ訟ヲ解キシ答書ノ事

第十九章 凡ソ原告被告双方對決ス可キ期ニ至ラサル前ニ被告人ノ米金等ノ負債ヲ親戚又ハ朋友ヨリ代償スルニ当リ即時償却スル能ハスシテ代償ノ延期ヲ熟議シ原告人之ヲ承諾セハ熟議解訟ノ答書ニ其ノ代償ノ旨趣ヲ陳述シテ原告人ト被告人及ヒ被告人ノ代償人タル親戚又ハ朋友トノ連印ヲ押ス可シ附錄第十七号

第十三則

對決前親戚又ハ朋友ヨリ代償ノ延期ヲ約定セシ答書ノ事

第二十章 凡ソ原告被告双方對決ス可キ期ニ至ラサル前ニ被告人ノ米金等ノ負債ヲ親戚又ハ朋友ヨリ代償ノ延期ヲ熟議シ原告人之ヲ承諾シテ裁判官員ノ審判ヲ仰カス延期ノ期ニ至リ返済完了スルヲ待テ解訟ノ証書ヲ呈セント欲スル者ハ親戚又ハ朋友ヨリ代償延期約定ノ旨趣ヲ陳述シタル答書ヲ作り代償人ノ証印ト原告人承諾ノ証印トヲ押シ之ヲ裁判所ニ呈ス可シ附錄第十八号

聽訟略則附錄

第一号 訴狀表紙ノ雛形

竪九寸五分

年号千支月日

以

明治五年・聽訟規則（原告条例・被告条例・附錄）

何々訴狀

住所

身分 氏名

何々訴狀トハ仮令ハ貸金ノ淹滞ヲ訴ルハ貸金催促ノ訴訟ト記シ流質地ノ争訟ハ流質地引渡催促ノ訴狀ト記スノ類ヲ云フ

住所トハ何府管下何国何郡何村住居又ハ寄留ト記スノ類ヲ云フ
身分トハ官名役名華族士族神職僧尼百姓大工職米穀商売日雇稼車力渡世ト記スノ類ヲ云フ若シ一戸ノ本人ニ非シテ子弟又ハ厄介ノ類ハ何
誰子弟又ハ何ノ誰厄介ト記スヘシ其他之ニ倣ヘ

訴狀ノ雛形

住所

氏名

何々訴

住所

氏名

原告人
被告人
標題云々

右原告人氏名申上候私儀云々

住所

氏名○

差添人 身分

氏名○

年号千支月日

一〇三 (一一四九)

第二号 貸金催促ノ訴状

何々
御裁判所

原告人 貸金催促ノ訴	氏名
被告人	氏名
一元金何両 年号千支月日貸附 千支月日期限	
一利金何両一年又ハ一月何程ノ利 合何両	
右証文ノ写左ノ如シ	
借用証文	
一金何両	
右原告人氏名申上候云々	
年号千支月日	氏名印
差添人	氏名印
何々	
御裁判所	

第三号 売掛代金催促ノ訴状

原告人 売掛代金催促ノ訴	氏名
被告人	氏名
一金何両	
右売掛帳ノ総計高ニ御座候 但帳面ニ被告人ノ証印有之候 若シ売掛帳ニ非シテ証文ナレハ其ノ証文全文ノ写ヲ出 スヘシ	
右原告人氏名申上候云々	
年号千支月日	氏名印
差添人	氏名印
御裁判所	

第四号 買附米引渡違約ノ訴状

原告人 買附米引渡違約ノ訴	氏名
被告人	氏名
御裁判所	

一米何石千支月日買取約定済
此度受取ルヘキ石高
代金何両一石ニ付何兩替

内何兩千支月日手附金トシテ
渡済

残何兩千支月日限現米引替ニ
渡スヘキ約定

右約定証書ノ写左ノ如シ

右原告人氏名申上候云々

年号.....

氏名印

氏名印

第五号

売附生系代金引渡違約ノ訴状

原告人

氏名

売附生系代金引渡違約ノ訴

被告人

氏名

一金何兩千支月日限生系引替ニテ受取ルヘキ
残金高

内何兩千支月日手附金トシテ受取済

右約定証書ノ写左ノ如シ

明治五年・聴訟規則・(原告条例・被告条例・附録)

右原告人氏名申上候云々

年号.....

氏名印

氏名印

第六号

夫妻離別ノ訴状

原告人

氏名

妻離別ノ訴

被告人

氏名

夫氏名当支何才

妻氏名当支何才

年号千支月日娶ル

何々御役所へ差出置候千支月日ノ戸籍人別帳ノ写左ノ如シ

右原告人氏名申上候云々

年号.....

氏名印

氏名印

前書申上候処相違無御座候

御裁判所	干支月日	原告人ノ祖父 又ハ父ノ類	住所 身分	氏名印
		原告人兄又ハ 伯叔父ノ類	住所 身分	氏名印

第七号 左院 原告条例第二十九章ニハ妻原告人タルノ規則アレハ此表ニ
夫妻相通スルノ文字ニ改ムヘシ
経界ヲ争フ絵図ノ雛形

原告何村 桃花色	年号干支月日ノ原図何枚ノ一 年号干支月日写之	原告人	氏名印
無著色	争論ノ地	被告何村	黄色

第八号 連名中ノ一人へ総代ヲ頼ム訴状

原告人	氏名
-----	----

何々ノ訴 被告人	何々ノ訴 被告人	何々ノ訴 被告人	何々ノ訴 被告人	何々ノ訴 被告人
右原告人氏名申上候云々	差添人	前書ノ儀私共原告人連名ニテ御願可申上答ニ御座候 処病氣 故障ニテ難罷出ニ付何ノ誰へ総代相頼候然ル上ハ 何ノ誰ヨリ申上候事柄並ニ御受仕候事柄共後日ニ至 リ私共ヨリ異議申上間敷候為後証奥印仕候	干支月日	何々
御裁判所	御裁判所	御裁判所	御裁判所	御裁判所
氏名印	氏名印	氏名印	氏名印	氏名印

第九号 被告人ノ中脱走又ハ病死人アル訴状

原告人	被告人	被告人	被告人	被告人
何々ノ訴	何々ノ訴	何々ノ訴	何々ノ訴	何々ノ訴
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名

第十号 讓証文ヲ以テ訴ル雛形

<p>右ハ年号千支月日脱走致シ候段何村役人 何ノ誰ヨリ承知仕候</p> <p>被告人 右ハ年号千支月日死亡致シ候段何村役人 何ノ誰ヨリ承知仕候</p> <p>右原告人氏名申上候云々</p> <p>.....</p> <p>年号.....</p> <p>氏名印 氏名印</p>	<p>原告人 何々ノ訴</p> <p>被告人 一元金 一利金 合</p> <p>右証文ノ写左ノ如シ</p> <p>.....</p> <p>右讓証文ノ写左ノ如シ</p> <p>.....</p> <p>右原告人氏名申上候云々</p>
---	--

明治五年・職訟規則（原告条例・被告条例・附録）

第十一号 名代人ヲ頼ム訟状

<p>年号.....</p> <p>原告人名代 何々ノ訴</p> <p>被告人 標題云々</p> <p>右原告人名代氏名申上候云々</p> <p>.....</p> <p>年号.....</p> <p>氏名印 氏名印</p>	<p>前書ノ儀私ヨリ御願可申上筈ニ御座候処何々ノ旨趣ニ 付何ノ誰ヘ名代相頼候然ル上ハ何ノ誰ヨリ申上候事柄 並ニ御受申上候事柄共後日ニ至リ私ヨリ異議申上間敷 候為後証與印仕候</p> <p>千支月日 原告人</p> <p>御裁判所</p> <p>氏名印</p>
--	---

第十二号 当日限ノ名代人ヲ頼ム証書

当日名代人	住所	氏名
	身分	
右ハ何々ノ儀私ヨリ訴出候付私罷出委曲申上度奉存候 処俄ニ病氣相煩難涉仕候付今日限何ノ誰ヘ名代相頼候 若御尋ノ儀何ノ誰ニテ御対申上兼候廉有之候ハ、私快 氣次第罷出可申上候		
年号.....		氏名印
	差添人	氏名印
御裁判所		

第十三号 答書表紙ノ式

寸法一号訴状ノ如クスヘシ

年号干支月日	
何々ノ答書	住所
	身分
	氏名

答書ノ式

被告人	住所	氏名
	身分	
何々ノ答		
右住所身分何ノ誰何々ノ儀訴出候付今日御呼出ノ御 奥書拜見仕御答申上候		
私儀云々.....		
証拠ノ書類アラハ其写ヲ記載スヘシ		
年号.....		氏名印
	差添人	氏名印
御裁判所		

第十四号 熟議解^{ハイカク}訟ノ答書

被告人	住所	氏名
何々ノ訴 ^{ウチ} 濟口ノ答		
右住所身分何ノ誰何々ノ儀訴出候付今日御呼出ノ御 奥書拜見仕原告人ヘ熟談 ^{ハシ} 濟方仕候趣申上候		
私儀云々.....		

年号……………

差添人

氏名印
氏名印

前書被告人何ノ誰ヨリ申上候通熟談濟方仕候付此上対決
ノ御裁断不奉願候

干支月日 原告人

差添人

氏名印
氏名印

御裁判所

第十五号 返済延期ヲ約定セシ答書

被告人

何々ノ訴濟口日延ノ答書

氏名

右住所身分何ノ誰何々ノ儀訴出候付今何日御呼出ノ御
奥書拜見仕原告人へ熟談ノ上濟方日延約定仕候段左ノ
通御座候

私儀云々……………

年号……………

差添人

氏名印
氏名印

前書被告人何ノ誰申上候通熟談ノ上濟方日延約仕候付
来干支何月何日マテ御裁断御猶予奉願候

明治五年・聴訟規則（原告条例・被告条例・附録）

干支月日 原告人

差添人

氏名印
氏名印

御裁判所

第十六号 裁断ノ延期ヲ請フ答書

被告人

何々ノ訴御裁断御日延願ノ答

氏名

右住所身分何ノ誰何々ノ儀訴出候付今何日御呼出ノ御
奥書拜見仕原告人へ及熟談候処談判未決ノ趣有之来何
月何日迄御裁判御日延奉願度段原告人何ノ誰へ及示談
候処承諾仕候付何ノ誰承諾ノ奥印ヲ取り御裁断御猶予
奉願候

年号……………

氏名印
氏名印

前書被告人何ノ誰申上候通私共承諾仕候処相違無御座
候

干支月日 原告人

氏名印
氏名印

御裁判所

第十七号 他人代償ノ延期ヲ約セシ解訟ノ答書

被告人	何々ノ訴何ノ誰ヨリ日延代償ニテ濟口ノ答	氏名
右住所身分何ノ誰何々ノ儀訴出候付今何日御呼出ノ御		
奥書拜見仕原告人へ熟談ノ上親族		
懇意中何ノ誰ヨリ日延代償ノ約定仕候段左ノ通御座候		
私儀云々		
年号	氏名印
差添人	氏名印
前書被告人何ノ誰申上候通私共ヨリ日延代償ノ約定仕候段相違無御座候		
干支月日	代償人	氏名印
	差添人	氏名印
前書被告人何ノ誰申上候通私共承諾仕候付此上対決ノ御裁断不奉願候		
干支月日	原告人	氏名印
	差添人	氏名印
御裁判所		

第十八号 他人ノ代償シテ解訟スルノ延期ヲ約定セシ答書

被告人	何々ノ訴何ノ誰代償濟口日延ノ答	氏名
右住所身分何ノ誰何々ノ儀訴出候付今何日御呼出ノ御		
奥書拜見仕原告人へ熟談ノ上親族		
懇意中何ノ誰ヨリ代償濟方日延ノ約定仕候段左ノ通御座候		
私儀云々		
年号	氏名印
差添人	氏名印
前書被告人何ノ誰申上候通私共ヨリ代償濟方日延ノ約定仕候段相違無御座候		
干支月日	代償人	氏名印
	差添人	氏名印
前書被告人何ノ誰申上候通熟談ノ上何ノ誰ヨリ代償濟方日延約定仕候付来干支何月何日迄御裁断御猶予奉願候		
干支月日	原告人	氏名印
	差添人	氏名印
御裁判所		

左院議案

聴訟規則ノ中附録ノ分題号略則ト有之候ヲ改メ規則ト致シ度其余条下々ケ札ノ外異存無之候事三月十